

京都府産木材認証制度実施要綱の運用について

平成29年4月3日9林第208号林務課長通知

(最終改正) 平成30年4月25日30林第359号林務課長通知

第1 目的

京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日6林第597号農林水産部長通知）（以下「要綱」という）の運用に当たり必要となる事項について次のとおり定める。

第2 京都府産木材認証

京都府産木材認証は、原則として、京都府産木材であって、その生産、加工及び流通（輸送及び保管をいう。以下同じ。）のすべてが、取扱事業者によって行われ、その経過が荷渡票等により確認できる木材に対して、指定認証機関が行う。

第3 取扱事業者認定の特例

要綱第12条第1項の別に定める場合とは、やむを得ない場合において取扱事業者以外の者が取扱事業者（第4の(3)の要件に該当するものを除く。）の委託を受けて京都府産木材の生産、加工又は流通を行う場合とする。

- 2 1の場合において京都府産木材を扱う取扱事業者以外の者（以下「賃加工業者等」という。）は、委託者の監督の下において、京都府産木材の分別管理を適切に行わなければならない。
- 3 賃加工業者等による京都府産木材の取扱に不正があるときは、その責任は委託者の分別管理責任に帰するものとする。
- 4 委託者は、賃加工業者等の名称、委託の条件等が分かる書類により委託業務の内容を明らかにしておかなければならない。

第4 取扱事業者の認定基準の特例

要綱第13条第1項の別に定める場合とは次に掲げるものとする。

- (1) 京都府内の事業所等では生産又は加工が困難な特殊な製品について、京都府外の事業所等で生産又は加工する場合。
- (2) 公共事業等に使用する製品で、京都府外の事業所等で生産又は加工することがやむを得ないと認められる場合。
- (3) 加工された京都府産木材の流通のみを、府境から路程で100km以内の京都府外の事業所等で行う場合。

第5 取扱事業者認定の有効期間の特例

要綱第14条の別に定める場合及び別に定める有効期間は次に掲げるものとする。

- (1) 第4の1の(1)の要件において認定を行う場合 認定を受けた日から翌年度の4月末日までの期間。
- (2) 第4の1の(2)の要件において認定を行う場合 当該事業等が完了する日までの期間。
- (3) 京都府外の事業所等が平成29年5月1日から平成31年4月30日までに認定された場合 認定を受けた日から平成31年4月30日までの期間。

附則

- 1 この運用は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 平成19年4月9日付け9林第153号林務課長通知は廃止する。

附 則（平成30年 4 月 25日 30林第359号林務課長通知）
（施行期日）

- 1 この運用は、平成30年 4 月 25日から施行する。